

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

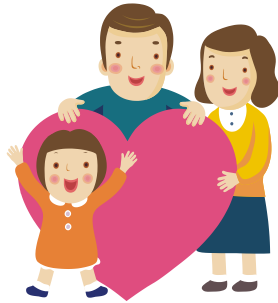
信託銀行の遺言信託報酬、中味をよく確認しましょう！

平成 26 年 11 月号

相続
増大増税時代来る！と信託銀行等の、不安をあおった対策セミナー開催の広告が目につきます。

(社)信託協会の統計によりますと、信託銀行の遺言書の保管件数は、平成 10 年

が 2 万
3 千件
だった
ものが、
平成
20 年
が 6 万
5 千件、
平成
25 年



が 8 万 8 千件と毎年増え続け、遺言書の作成や遺言執行業務を、信託銀行は業務の一環として積極的に受託しています。

●個人が遺言執行者に指定されていると、遺言者よりも先に死亡するなどのリスクがあり、また、信用面においても全幅の信頼とは限りません。そのため、委託する人は、信託銀行であれば、倒産でもない限り遺言執行を確実に履行してくれ、また、公正中立の立場で、共同相続人間における遺産分割の争いについても仲立ちをしてもらえとの期待があるようです。●しかしながら、信託銀行が取り扱う相続業務について、日本弁護士連合会と信託協会との間で ①信託銀行は、相続人間等で争いが生じているか、その恐れが高いものは相談に応じない。 ②信託銀行は遺産分割協議が整わないときは業務を打ち切るものとする。 ③信託銀行は、相続人の死後認知等は行わない。 ④信託銀行は、法的紛争が生じている場合には遺言執行者に就任しない等々の、弁護士業務の権益を守る取決めを交わしています。そのため、信託銀行に期待した、遺産分割争い等が生じた場合の仲立ち等は行

われず、遺言執行を辞退することとなります。とすると、信託銀行の遺言信託の業務内容及び、執行報酬はどうなっているのでしょうか？●主な信託銀行(みずほ・三井住友・りそな・三菱 UFJ)の遺言執行報酬は、遺産額により、最低 108～162 万円、遺産額 5 億円の場合で 513～530 万円です。そして、この報酬とは別途に、遺言の執行に必要な不動産の相続登記費用、税務申告費用等、司法書士・税理士等専門家への費用負担が必要になります。

●信託銀行が行う遺言信託の業務は、遺言書の作成サポート(別途 32～43 万円)や、相続発生後は遺言執行者に就任し、①相続等、対象財産の確認、②財産目録の作成、③遺産の名義変更、登録、引渡し手続きなどを行います。その報酬については遺言書に記載し、かつ、その支払方法は預貯金等を一旦解約し、報酬を控除した後の金額を相続人に遺言書に定めるとおりに分割することとされているのが一般的です。●遺言執行の主たる内容は、紛争の場合は遺言執行を行わないわけですから、相続人が簡単にできる、遺産の名義変更に伴うもののみといえます。例えば、不動産の相続登記は、必要な書類一式は司法書士が準備してくれますし、保険契約は変更を通知すれば、届出関係を送ってきてくれますので必要事項を書いて出すだけです。また、非上場の株式の相続手続きにおいても、その会社に相続した旨を通知するだけです。手間がかかるのは、金融資産の名義変更手続きですが、これも、生前中に金融資産を整理し、預貯金等の取引金融機関を一ヶ所に集約したり、相続人の借名預金を利用したりすれば手間を軽減できます。信託銀行への委託の前に、その報酬に見合う内容か再確認してみましょう。